新型コロナ禍における違法性のある融資取引に関する実態調査

堂下　浩　東京情報大学
的場智也　東京情報大学大学院

要　旨

日本において貸金業法が2006年に改正されて以降、ヤミ金融の事犯が表面化される機会が減ったように見受けられる。しかし、警察がヤミ金融を摘発した事件は一定の件数で推移する一方で、それら事件を伝えるマスコミの報道によると、最近のヤミ金融事犯は摘発を逃れるための巧妙さを増している。

こうした状況下で、新型コロナ禍により世界経済は本年３月頃から一斉に委縮し、日本の景気も一気に悪化へと転じた。マスコミも新型コロナ禍の経済状況下で違法な金融取引による被害が拡大していると報じている。

そこで今回、新型コロナ禍における違法性の高い融資取引として、二者間ファクタリングとSNS上の個人間融資という２つに注目して、その実態を検証した。分析結果からは、中小企業向けの二者間ファクタリングはその取引を減少させている一方で、SNS上の個人間融資は経済活動が再開し始めた５月以降に活発化している可能性が示唆された。

1　はじめに

新型コロナ禍で世界経済の活動は萎縮している。日本でも一部の産業界を除き、業績は悪化の一途を辿っている。政府は中小企業対策として持続化給付金や家賃支援給付金、また生活者対策として特別定額給付金や住居確保給付金などの各種支援を打ち出している。一方で、新型コロナ禍による景気低迷の影響で資金繰りに困った中小企業の間で二者間ファクタリングの利用が増えているという報道[1]や、新型コロナ禍の生活苦によりソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下SNSとする）上の個人間融資に代表される違法性の高い金融手段に頼る消費者が増えているという記事[2]も目立つようになった。

そこで本研究では、新型コロナ禍の悪化した経済情勢の中で、違法性の高い金融取引の実態について調査を行った。今回調査の対象とした違法性の高い融資手段として二者間ファクタリングとSNS上の個人間融資に注目し、一部過去に行った調査結果とも比較しながら、新型コロナ禍での取引実態を検証する。

2　違法性の高い資金融通手段として普及する金融取引

2.1　二者間ファクタリング

2.1.1　二者間ファクタリングの取引形態

田邊（1983）によると、ファクタリングとは近世ヨーロッパの商慣習におけるファクター、すなわち物流サービスを伴う代理商（問屋や仲買人など）として発展してきた。流通機構における仲介者であるファクターが資金力を背景に、生産者（債権の売主）と生産物の買主との間で発生する債権を買い取り、信用供与の分野へ参入したことがその起源である。その後、ファクター自らは物流を担うことなく金融業に特化していく。そして20世紀初頭の米国でこの業態が普及し、今日の近代的ファクタリングの始まりとなった（高橋, 2015）。

高木（2018）によると、こうした伝統的なファクタリングは三者間ファクタリングとも呼ばれ、多くは資金調達を目的とするのではなく、売主側が売掛先の信用力を低いとみているケースにおいて貸倒れを防ぐための保険として利用されてきた。一方、二者間ファクタリングは債権を売却する事実を売掛先に知られたくないと考える資金需要者（売主）に普及しつつある。ただし、本スキームでは売掛先は債権を売買された事実を知らないため、債権の買主がその売主から振り込まれた代金を回収するための裏付措置が必要となる。そこで本スキームには買主と売主との間で債権回収業務委託契約を締結するなど、資金回収の点で貸付けと経済的に同様の機能が内包されている。このため二者間ファクタリングは債権譲渡を装ったヤミ金融だと指摘する報道[3]や司法界からの意見[4]が相次ぐ。

なお、二者間ファクタリングには消費者向けと事業者向けという2つの業態が存在する。前者は消費者（労働者）が使用者に対して有する賃金債権を譲渡することから給与ファクタリングとも称される。

2.1.2 二者間ファクタリングに関する2020年調査

2020年4月に二者間ファクタリングを営業する業者のデータを収集して各社の営業実態を調べた。資料の収集方法として、ネット上での検索結果や利用者に送付された郵便とFAXの営業媒体を中心に会社データを集めた。さらに、二者間ファクタリング業者による営業手法として特定の業者が複数のブランド名を使うケースも少なくないため、その重複を排除しながら業者を特定すると、43業者を抽出することができた。これら業者を業態別で区分すると、給与ファクタリング専業は14社、事業者向け専業は28社、そして兼業は1社であった。手数料の条件が業者により異なるため、算定の標準化は難しいが、両業態とも手数料は年利換算で200～500％の水準にあることが推計された。

次に各社の設立年を調べると図1の通り。兼業の1社も両業態に加えて中央値を集計すると、給与ファクタリング業者の設立年は2018年、事業者向け業者は2015年となった。給与ファクタリングの市場形成が遅い理由として、貸金業法の完全施行直後、消費者金融会社からの借入困難者は銀行カードローンに一部流れたものの、その後、銀行の杜撰な審査体制が社会問題化し、2017年頃から一転して銀行側が審査を厳格化、その受け皿として今度は給与ファクタリングに流入したためと考えられる。

給与ファクタリングに関して、2020年3月に金融庁はそのビジネスモデルが貸金業に当たるとの見解を示した[5]。手数料が利息制限法の範囲内となると、給与ファクタリング業のビジネスモデルは成立し得ないと考えられることから、今後、営業する給与ファクタリングの業者数は減少すると予測される。事実、金融庁が見解を示して以降、給与ファクタリング業者に対する集団訴訟[6]や業者の摘発[7]が報道され、業者のホームページもネット上から次々と削除されている。

こうした中、先述した通り、新型コロナ禍で二者間ファクタリングの需要が高まっていると報道される。そこで、堂下（2019）が2018年にインタビュー調査を行った二者間ファクタリング利用者である中小企業2社に対して、定点調査として追加調査を2020年7月に実施した。継続調査した2社は現状、経営的に厳しい状況下におかれていた。新型コロナ禍で経済活動が大きく収縮する中で取引件数が減少し、売掛金の残高を大きく減らしている。一方で、政府が中小企業向けに補助金や金融支援を進め、2社とも資金的な余裕が一時的に発生したことで、二者間ファクタリングの債務を完済させていた。調査対象の企業数は少ないものの、報道されるような債務行動とは逆の状況が確認された。

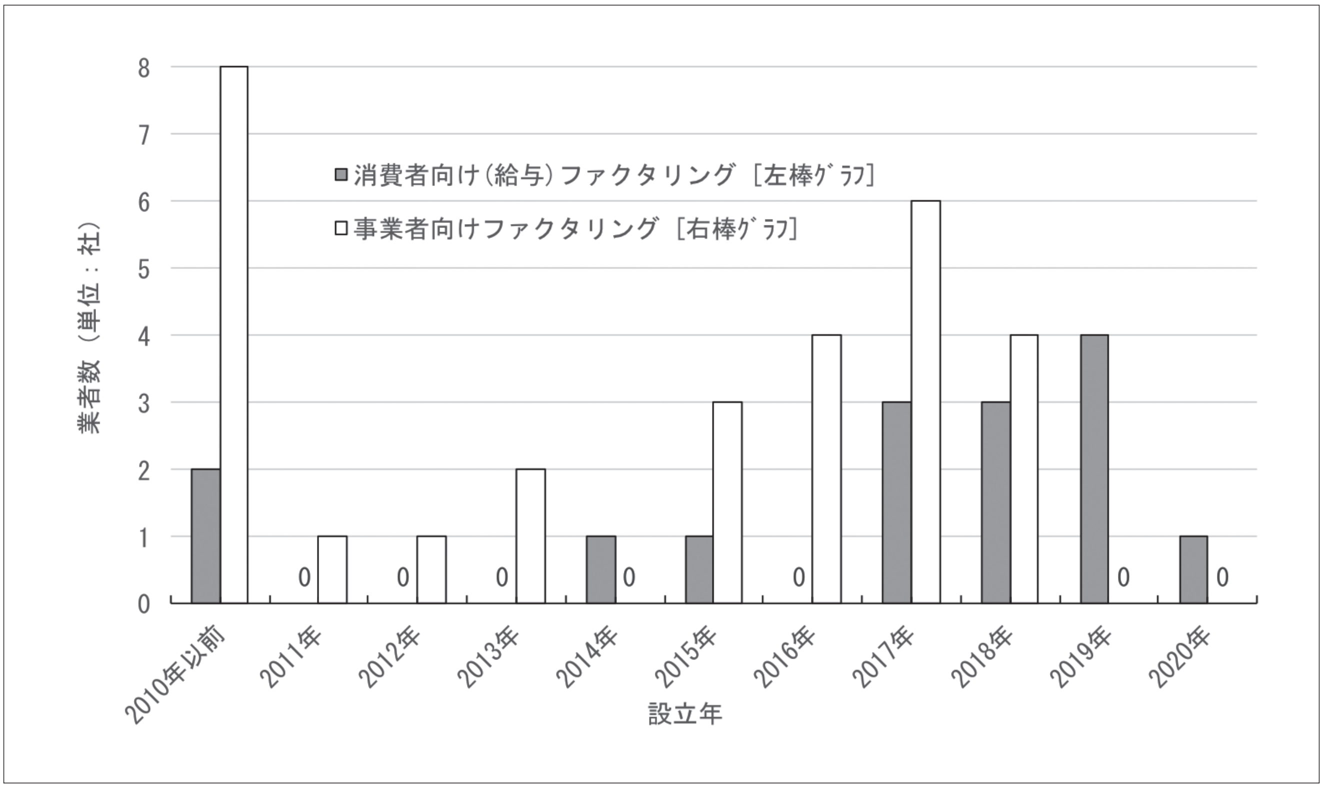

図１　業態別の二者間ファクタリング業者の設立時期

注意：2020 年 4 月 28 日段階での調査結果。サンプル数は消費者向け（給与）ファクタリングで 15 社、事業者向けファクタリングで 29 社

出典：筆者作成

報道の通り、銀行からの融資を受けられず、政府のセーフティーネットの支援対象外となっている中小企業も少なくないだろう。しかしながら、こうした中小企業も二者間ファクタリング業者に売却する売掛金の残高を減少させていると推測される。新型コロナ禍で一部の二者間ファクタリング業者は業績を伸ばしていると報道される理由として、①二者間ファクタリング業者の寡占化が進んでいることで特定の業者に取引が集中している、②政府による支援が受けられずに資金的に窮地に立たされている中小企業が実在しない売掛債権（つまり架空債権）をファクタリング業者に売却している、といった２つが挙げられる。特に二者間ファクタリングはそのスキーム上、買主が売掛債権の存在を確認する手段を有さないことから、報道が正しいのであれば、上記②の理由で架空債権の譲渡が横行している可能性は否定できない。

1.2　個人間融資

2.2.1　個人間融資の取引形態

2018 年 12 月に SNS を通して繰り返し高利で融資を行っていた「個人」を、ヤミ金融を営んでいた「業者」として摘発した事件が報道された[8]。この頃からネット上で「個人間融資」という形態で浸潤する新たなヤミ金融が世間の耳目を広く集めるようになった。

SNS 上の個人間融資はその仲介手段により大きく２つに区分される。１つ目が、資金需要者側がネット上の掲示板に資金使途や個人情報を書き込む方法である。資金供与者側はこの掲示板を閲覧しながら、資金供与の対象先を選別した上で、掲示板の資金需要者にアクセスし、融資条件の交渉を主に LINE 上で進める。融資分野の代表的なフィンテックである「クラウドファンディング」を模した形態である。

代表的な一例が、「ひととき融資」と呼ばれる個人間融資を装いながら性犯罪を行うヤミ金融である。ひととき融資をヤミ金融として摘発した最初の事件

が2019年6月5日に報道された。当時の新聞記事[9]によると、公務員（大阪・千早赤阪村職員）の男性容疑者（36歳）がインターネットの掲示板上で資金繰りに困っている女性を見つけ、性行為を条件に融資を繰り返していた。

さらにひととき融資の派生型とも言える陰湿なヤミ金融が2019年11月28日に摘発された。報道[10]によると、40歳の男性自衛官（山口・見島分屯基地所属）がインターネットの掲示板を通して接触した資金需要のある女性4人に対し、無登録で合わせて9万円を貸し付け、法定金利を大幅に超える利息を受け取った容疑で逮捕された。とりわけ、この犯罪の陰湿性は融資を誘った女性に対して「担保として下着の写真を送る」ことを条件としていた点にある。

SNS上の個人間融資における2つ目の方法は、資金供与者側がSNS上でお金の必要な個人を募集して、そのアカウントに資金需要者がアクセスする方法である。多くのケースにおいて資金供与者は融資に関する交渉を行うために、アクセスのあった資金需要者を特定のLINEアカウントに誘導する（その詳細プロセスについては以下にて報告する）。

2.2.2 SNSを用いた個人間融資に関する2018年調査

2018年12月にツイッターやインスタグラムといったSNSを使って個人間融資の実態を調べた。調査では最初にツイッターとインスタグラム上で「#個人間融資」と検索し、ダイレクトメッセージの送信対象とする個人間融資を営んでいる可能性が高いアカウントを探索した。その結果、ヒットしたアカウント件数は数千件に上った。その比率はインスタグラム上の3に対してツイッター上では7であった。極めて簡易な調査結果であるが、個人間融資のマッチングはツイッター上で広く取り交わされている可能性が高い。

次に資金供与者が同一と想定されるアカウントの重複を避けた上で、無作為に選んだ100件（ツイッターのアカウント70件とインスタグラムの30件）に、「融資は可能でしょうか。よろしくお願いいたします。」という文面のダイレクトメッセージを送信した。この100件の送信に対して、返信は33件（回

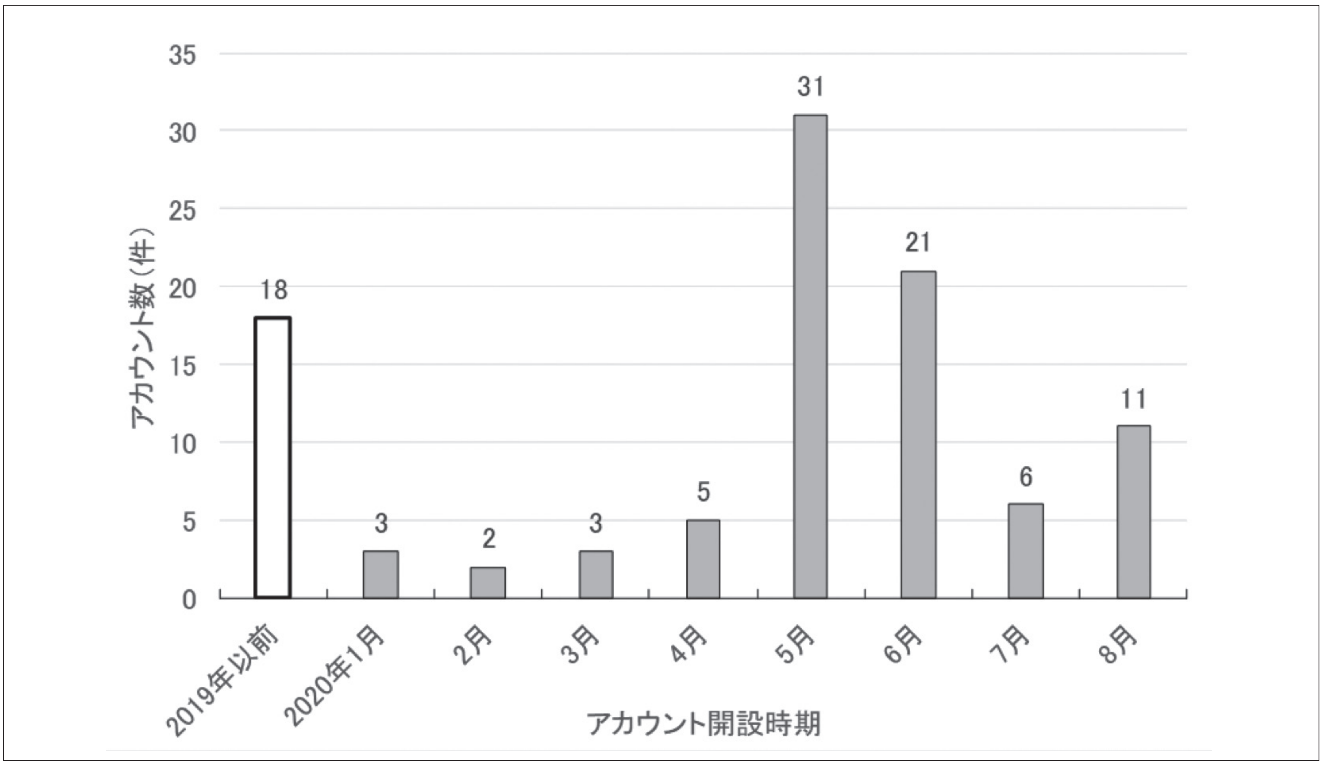

図2　アカウントの開設時期

注意：2020年8月20日段階での調査結果。サンプル数は無作為抽出された100アカウント
出典：筆者作成

答率33%）であった。

次に資金供与者側が指定した誘導先は、LINEが30件、ツイッター、インターネット掲示板、そしてGmailがそれぞれ1件であった。大半がLINEのアカウントへ誘導する応答内容であり、個人間融資の取引にアクセスする有力なパターンの一つが、先ずツイッター上で資金需要者と資金提供者のマッチングとして取り交わされ、次にLINE上で個別交渉へと進展する経路であることが判明した。調査はここで終了した。

2.2.3 SNSを用いた個人間融資に関する2020年調査

2019年以降もSNSを用いた個人間融資の問題性を指摘する報道は続いた。2019年12月にはSNS上で資金需要のある個人を募集して19歳の少女が融資詐欺の疑いで逮捕される事件[11]が報道されるなど、SNS上での個人間融資は社会問題の内在化を一段と深めている。そこで今回、SNS上での個人間融資における主要手段であるツイッターを用いた個人間融資を取り上げ、アカウントの開設時期や取引件数の推移を中心に分析した。また今回の調査では、新型コロナ禍における個人間融資の取引状況を2018年12月調査の結果と比較した。

先ずツイッター上で開設される個人間融資に関わるアカウントが開設された時期を調べた。各アカウントの開設時期を特定するためにツイッター上で「#個人間融資」と検索し、資金供与を現在も行っている100アカウントを無作為に抽出した。なお、同一者により複数開設されたアカウントが存在するので、抽出に当たり各アカウントのプロフィール及びツイート文章の同一性、また誘導先であるLINEアカウントの合致度などから同一者による重複アカウントと特定された場合は開設時期の最も古いアカウントを残し、アカウント数が100件に達するまでこの作業を進めた。

その結果、抽出された100件のアカウントの開設時期を示すと図2の通り。一般に警察からの摘発を逃れるために、ヤミ金融業者はアカウントの開設と閉鎖を繰り返していると想定される。したがって、個人間融資を手掛けるアカウントの開設時期は直近に偏る傾向が見られる筈である。しかしながら、今

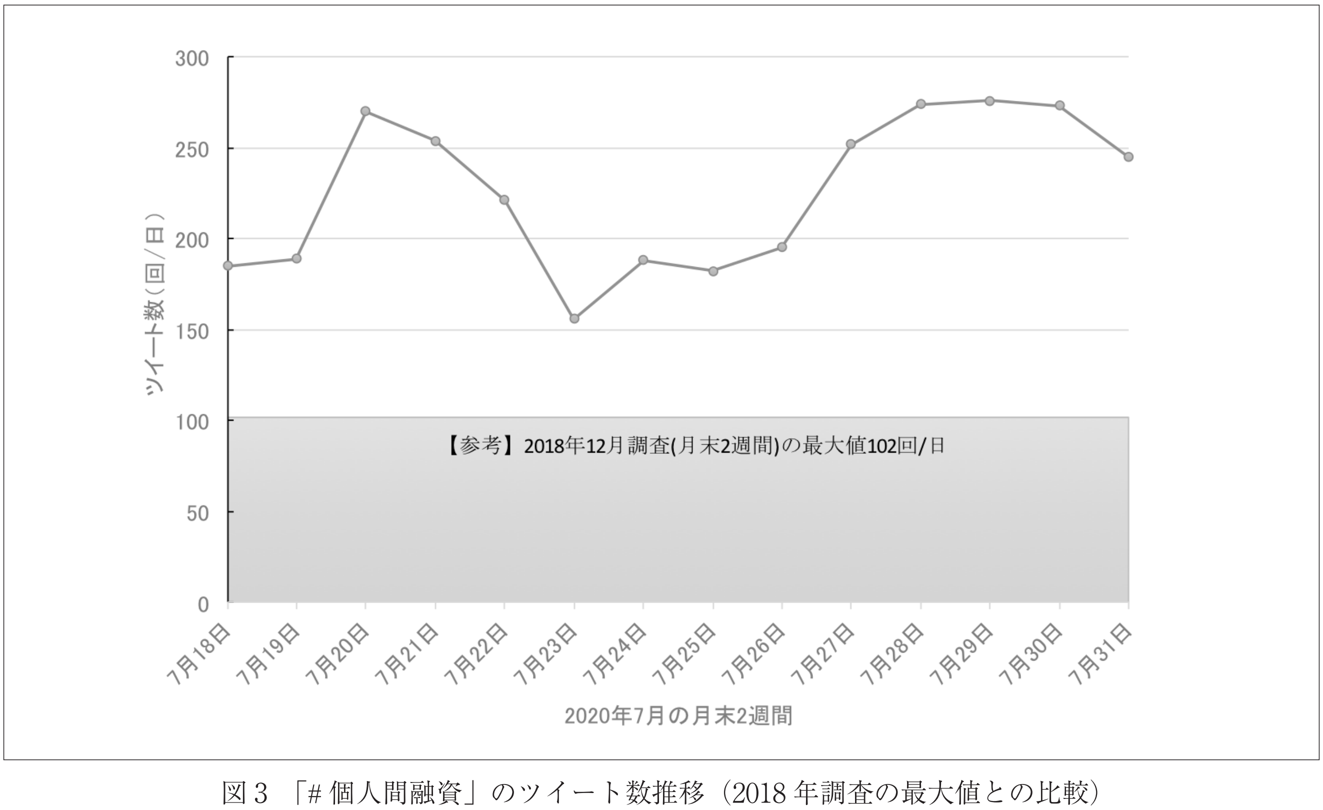

図3 「#個人間融資」のツイート数推移（2018年調査の最大値との比較）
注意：2020年7月18日～7月31日の調査結果
出典：筆者作成

回の結果を見ると必ずしも直近に収斂するのではなく、開設時期のピークは2020年5月であった。政府は2020年4月16日に「緊急事態宣言」を全国に発出した。その後、2020年5月14日に北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、京都の8都道府県を除き緊急事態宣言を解除、そして5月25日に全国で解除したことで、5月頃から国内で経済活動が再開し始めた。「# 個人間融資」のアカウントが開設されるピークはこの局面と重なる。また、給与ファクタリング業者の廃業が2020年3月から一気に進んだことで、その受け皿として資金需要者がSNS上の個人間融資に流入したとも考えられる。

次に、ツイッター上における個人間融資の活況度を2018年と比較するために、個人間融資に関連するツイート数を日時で集計した。図3は2020年7月の月末2週間（7月18日～31日）における「# 個人間融資」に絞った個人間融資に関連するツイート数の推移である。当期間におけるツイート数は平均226回 / 日、最大276回 / 日、そして最小156回 / 日であった。なお、同図にも併記されている通り、2018年12月調査の月末2週間に行った調査の最大値は102回 / 日であった。単純に比較はできないが、一般に年末の資金需要は夏期に比べ旺盛であり、この時期に個人間融資の取引も活発化すると想定されることから、ツイッター上での個人間融資は2018年よりも活発に取引されている可能性は否定できない。

なお、ツイッターやインスタグラム上では「# 個人間融資」以外にも様々な隠語が飛び交う。具体的に列挙すると「＃個人融資」、「# 即日融資」、「# 個人貸付」、「# ブラック OK」、「# お金貸します」、「# 即金」、「# 副業」、「# 資金調達」、「# 先振り込み無し」、「# ファクタリング」といった多種の隠語がネット上に存在する。このため、個人間融資に関連した実際のツイート数は今回の調査結果を大きく上回るものと推測される。

さらに今回の調査では、2018年調査において見出されなかった現象がSNS上で散見された。例えば、先ず自ら「ヤミ金融」と自称し、金利や手数料を明記した上で融資先を募るアカウントが幾つも存在し、明らかなヤミ金融行為がツイッター上に横行している実情を窺い知れた。こうした現象は警察を揶揄する行為でもあり、警察がSNS上における個人間融資を装ったヤミ金融を摘発することの難しさを示唆する。

また、SNS上では返済を滞った個人の免許証や健康保険証といった個人情報が晒され、資金供与者と思われる個人による一方的な制裁紛いな行為が横行している。こうしたネット上のサイトは2018年に行った調査においては発見されていなかった。

併せて今日、個人間融資を利用した債務者が被害を訴える書き込みも数多く存在するようになった。中でも融資を申し込んだ金額以上の資金が口座に振り込まれ、資金供与者側からその金額に法外な金利を上乗せした資金の返済を要求されたという事例は特筆される。この手口は2003年に大阪府八尾市でヤミ金融の被害に遭った夫婦が自殺した事件と同一である。

3 まとめ

現段階において新型コロナ感染症が終息する気配は見出せない。このため、萎縮する経済状況の中で新型コロナ禍により経営的ダメージが無視できない中小企業には廃業を選択する流れが現れてくるだろう。一方で、新たなビジネスモデルを構築して、新型コロナ禍でも成長する機会を得た中小企業も少なくない。こうした中小企業が業績を好転させる中で新たな資金需要を発生させる可能性がある。堂下（2009）は2006年の法改正でヤミ金融の利用経験がある中小企業を調べたが、中小企業がヤミ金融の利用を検討する時期は業績が悪化する局面でなく、むしろ業績が好転している局面であった。したがって今後、新型コロナ禍の経済状況の中で新たなビジネスモデルを見出した中小企業が事業者向けの二者間ファクタリングに頼る傾向を高める可能性が危惧される。

SNS上の個人間融資に関しても、経済活動が活発化する過程で取引が旺盛となる可能性が今回の調査から示唆された。さらに2018年調査では資金移動の手段は専ら銀行口座であったが、今回の調査ではPayPayや電子マネーなど、明らかに送金方法は

多様性を広げている。こうした流れは新型コロナ禍にあって、取引の簡便性からSNS上における個人間融資の活発化を促す可能性も考えられる。

新型コロナ禍で将来の見通しが立たない状況下で借入困難に陥ってしまったからこそ、法外な金利を課されても、二者間ファクタリングや個人間融資の利用者は被害者意識を封印してしまう。このため、ヤミ金融の被害は社会問題として一段と潜在化していくだろう。今日、同様の傾向を指摘するのと同時に、その起因が貸金業法の改正であると報じる記事も散見されるようになった[12]。2006年の貸金業法改正以降、庶民金融や中小企業金融の一部が水面下に潜り、その取引は新型コロナ禍にある日本で活発化する危険性は否定できない。

【引用文献】

高木秀男（2018）.「特集 債権の売買を偽造するヤミ金融」『東経情報』2018年1月1日号, pp.1-5.

高橋正彦（2015）.『証券化と債権譲渡ファイナンス』NTT出版, p.19.

田邊光政（1983）.『ファクタリングの基礎知識 改訂第2版』商事法務研究会, pp.1-28.

堂下浩（2009）.「見直し急がれる貸金3法」『月刊公明』公明党機関誌委員会 ,Vol.47, pp.42-47.

堂下浩（2019）.「ファクタリングを偽装したヤミ金融の被害に関する事例調査」『パーソナルファイナンス研究』パーソナルファイナンス学会, No.6, pp.57-66.

【注】

1 例えば、「今すぐ現金必要『ファクタリング』利用者急増」MBSニュース（2020/7/10）など。

2 例えば、「コロナ生活苦、個人間融資に注意」朝日新聞（2020/5/23）など。

3 例えば、「悪質“ファクタリング”高額手数料を請求 相談急増」NHK（2020/4/9）など。

4 東京弁護士会「偽装ファクタリング業者に対する適切な規制を求める意見書」（2020/5/13）。

5 金融庁「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」（2020/3/5）。

6 例えば、「『給与ファクタリング』被害拡大　コロナで苦境、集団提訴」時事通信（2020/6/22）など。

7 例えば、「給与ファクタリング、貸金業法違反容疑で4人逮捕」毎日新聞（2020/7/29）など。

8 例えば、「新たな手口の“ヤミ金”摘発　男女6人を書類送検へ」NHKニュース（2018/12/12）。

9 例えば、「性行為の見返りにヤミ融資『ひととき融資』容疑　大阪・千早赤阪村職員を逮捕」毎日新聞（2019/6/5）など。

10 例えば、「女性勧誘しヤミ金 自衛官逮捕、“担保”で下着写真を要求か」TBS NEWS（2019/11/28）など。

11 例えば、「19歳少女を融資詐欺容疑で逮捕」朝日新聞デジタル（2019/12/17）など。

12 例えば、「『ソフトヤミ金』で違法な利息、出資法違反容疑で逮捕」朝日新聞デジタル（2020/8/28）など。